

お知らせ

臨時給付金の申請は1月5日まで

▶問い合わせ 福祉課 ☎73-3015
子育て支援課 ☎73-3016

臨時給付金の申請は、平成27年1月5日(月)までです。手続きがまだの人は早めに申請してください。

臨時福祉給付金
支給対象者 平成26年度分市区町村民税(均等割)が課税されていない人
ただし、対象者を扶養している人が課税されていたり、生活保護制度の被保護者となっている場合は対象外です。扶養の範囲は、市区町村民税が課税されている人の税法上の控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、事業専従者です。

支給額 対象者1人につき1万円
ただし、次の人は5千円が加算されます。
● 高齢基礎年金、障がい基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障がい者手当などの受給者

子育て世帯臨時特例給付金
支給対象者
次のどちらの要件も満たす人
①平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給している人
(特例給付とは、児童1人当たり月額一律5千円が支給されること)
②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の人

対象児童 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。ただし、臨時福祉給付金の対象となる児童や、生活保護制度の被保護者にあたる児童は対象外です。

支給額 対象児童1人につき1万円

申請期限
平成27年1月5日(月)まで
期限までに申請がなかった場合は、受給を辞退したとみなします。郵送の場合は当日の消印有効です。

くらし

国民年金のお知らせ

▶問い合わせ 市民課 ☎73-3005
善通寺年金事務所 ☎0877-62-1662

天災による国民年金保険料免除制度
風水害などの災害で大きな被害を受け、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請をして承認されると、保険料の全額が免除される制度があります。
国民年金の場合、震災、風水害、火災その他災害により、被保険者が所有する住宅や家財、その他の財産につき、被害金額がおおむね2分の1以上の損害を受けたときが対象となります。
免除される期間は、事由の生じた日の前月分から翌年の6月分までです。免除された期間の年金は、保険料を納めた場合の2分の1で計算され、10年以内であれば、さかのぼって納めること(追納)ができます。

国民年金保険料の追納をおすすめします
天災による免除制度だけではなく、国民年金保険料の免除(全額免除・一部納付)や若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも高齢基礎年金の受け取り額が少なくなります。
これらの期間の保険料は、将来受け取る高齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば追納できます。

ただし、免除などの承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。
希望する人は、印鑑を持参の上、市民課または各支所でお申し込みください。

国民年金保険料の収納業務を民間委託しています
過去2年以内の国民年金加入期間のうち、保険料納付の確認ができない期間がある場合、次の委託事業者から電話や文書、戸別訪問により納付のご案内をする場合があります。
事業者名・株式会社バックスグループ
電話番号・0120(987)927

会社を退職した人は国民年金の手続きをお忘れなく
会社に勤める人の多くは、国民年金第2号被保険者として加入していますが、退職した場合は、第1号被保険者になります。また、扶養している配偶者がいる場合は、配偶者も国民年金の加入種別が第3号被保険者から第1号被保険者になります。
第1号被保険者になった場合は、年金手帳、印鑑、退職した日が分かる証明書を持参の上、市民課または各支所で手続きを行ってください。

くらし

医療費が高額になったときの自己負担限度額が変わります

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

70歳未満の国民健康保険加入者の高額療養費の自己負担限度額が平成27年1月から次のように変わります。

高額療養費制度の自己負担限度額等の見直し(新旧比較表)

<平成26年12月以前>

所得要件	限度額
上位所得 総所得金額等※ 600万円超	150,000円+(総医療費-500,000円)×1% [多数回該当: 83,400円]
一般 総所得金額等 600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数回該当: 44,400円]
低所得 住民税非課税	35,400円 [多数回該当: 24,600円]

<平成27年1月以降>

所得要件	限度額
上位所得 総所得金額等 901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×1% [多数回該当: 140,100円]
総所得金額等 600万円超~901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×1% [多数回該当: 93,000円]
一般 総所得金額等 210万円超~600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×1% [多数回該当: 44,400円]
総所得金額等210万円以下	57,600円 [多数回該当: 44,400円]
低所得 住民税非課税	35,400円 [多数回該当: 24,600円]

※ 総所得金額等=総所得金額(収入総額-必要経費-給与所得控除-公的年金等控除等)-基礎控除(33万円)

健康

クーポン券を使ってがん検診を受けましょう

▶問い合わせ 健康課 ☎73-3014

国民の2人に1人ががんになり、3人に1人ががんで亡くなっています。がんは早期発見できれば約90%の確率で治せるようになりました。市では対象者に無料クーポン券を郵送しています。クーポン券を紛失した人は再発行しますので健康課までお問い合わせください。

《大腸がん検診》
無料クーポン券が届いた人は三豊市・観音寺市の指定医療機関で12月31日(水)まで受診できます(無料クーポン券が届いた人は、2月28日(土)まで指定医療機関で受診できます)。医療機関用の受診票が必要ですので、健康課までご連絡ください。なお、年末の診療日は、各医療機関にお問い合わせください。

療養期間で12月31日(水)まで受診できます。

《子宮頸がん・乳がん検診》
三豊市・観音寺市の指定医療機関で12月31日(水)まで受診できます(無料クーポン券が届いた人は、2月28日(土)まで指定医療機関で受診できます)。医療機関用の受診票が必要ですので、健康課までご連絡ください。なお、年末の診療日は、各医療機関にお問い合わせください。

△国民年金保険料の納付が困難な場合▽
前年度または当年度に会社を退職し、失業していることが確認できる場合は、本人の所得の有無に関わらず、保険料免除(全額、4分の3、半額、4分の1)が認められます。ただし、配偶者や世帯主に所得があるときは保険料免除が認められない場合もあります。
希望する人は「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の提出が必要です。雇用保険受給資格者証などの写し、年金手帳、印鑑を持参の上、市民課または各支所で手続きをしてください。

社会保険労務士による年金相談
全国社会保険労務士会連合会運営による年金相談所を開設します。申請などの手続きもできます。
日時 12月10日(水) 三豊市役所西館
22日(月) 山本庁舎
午前10時~午後3時
持参品 年金手帳、年金証書、振込通知書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。代理人が来る場合は、委任状および依頼を受けた本人であることが確認できるものが必要です。
▼問い合わせ
街角の年金相談センター
高松(オフィス)
☎087(811)6020